

企画セッション | 委員会セッション：標準委員会

📅 2018年9月5日(水) 13:00 ~ 14:30 | 📍 会場 B棟 B33

[1I_PL] 学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

座長: 関村 直人(東大)

[1I_PL01] 学協会規格の役割とあり方

*関村 直人¹ (1. 東大)

[1I_PL02] 学協会規格策定活動の充実、強化のための課題

*成宮 祥介¹ (1. 原安進)

[1I_PL03] 自主的安全性向上の取組と学協会規格への期待

*村野 兼司¹ (1. 東京電力HD)

[1I_PL04] リスク情報活用と安全確保の実績を重視する検査制度における学協会規格の活用

*金子 修一¹ (1. 規制庁)

[1I_PL05] 総合討論

*関村 直人¹ (1. 東大)

標準委員会セッション

学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

Toward revitalization of establishment and utilization of academic societies standards

(1) 学協会規格とあり方

(1) Role and concept of the academic societies standards

*関村 直人¹¹ 東京大学

1. 標準委員会の活動とその基盤

標準委員会は、原子力安全の確保を目指して公平、公正、公開の原則のもと、学术界、産業界及び国の機関等に広く所属する幅広い分野の専門家の参加を得て、活動を進めている。東京電力福島第一原子力発電所の事故からの多くの教訓を踏まえて、原子力安全の向上を最も重要な目標として、国際的なエクセレンスに学び、我が国の社会経済的環境、国民性、産業構造の変化や技術の発達等を十分勘案し、原子力発電所など原子力に係るシステムや製品、仕組みに関連する基準を原子力標準として随時制定し、それを新たな知見を随時反映して改定していくことが、標準委員会の使命である。

原子力標準は安全性向上に資する最新の知恵の体系であり、真摯な議論を踏まえて、国民が最新の知見を迅速に活用することを可能としている。また原子力安全を最優先として市場競争を行っている産業界は、当該技術が標準化されたことを前提として、比較優位性を生み出す技術開発等に努力を傾け、ひいては原子力安全をより確実にする活動に注力することが可能となる。

2. 学会における標準の策定活動の役割

我が国においてはこれまで、国民の生活の質を確保し、経済社会の安定な発展を支えるため、国の規制機関が要の基準を国家標準として制定し、行政判断に使用してきた。さらに近年では、機能性化として標準策定の活動を学会に委ねる方向が進展してきている。しかしながら今後は、早期に標準の体系を整えることに加えて、新知見の取入れをより迅速に行うようにすることで、技術やニーズの変化に合わせて標準を適正化していく作業を加速し、原子力安全の確保の観点で決して陳腐化が起らないように努めなければならない。学会における標準の策定活動を通じて、福島第一原子力発電所事故の再発を防ぐことはもちろんのこと、いわゆる安全神話が復活することがないように努めていきたいと考えている。標準委員会としては、原子力安全を担う原子力規制委員会とも緊密な協働の下で、学会が中核となって、全てのステークホルダーから専門家が参画して真摯に議論を深め、優先度を明らかにしつつ、原子力安全の目標を達成するため適正な標準を迅速に策定する役割を担っていく。

3. 学協会規格のあり方

以上のような精神に則り、標準委員会においては構成する委員一人ひとりが専門家として学会の倫理規程を遵守し、公平、公正、公開の原則のもとに原子力安全の向上に資する原子力標準を策定していく。公衆審査を経て制定される標準が、安全性向上を図るために規制機関と産業界において利用されれば、新しい技術的知見を迅速に、また国民の利用に供することにつながる。さらに、これらを国際的な標準として提示していく努力を行うことも学会の役割であり、その実現は我が国の国際技術戦略に加え、福島第一原子力発電所事故後の国際社会における原子力安全に対して重要な貢献となると考えている。

*Naoto Sekimura¹¹The University of Tokyo

標準委員会セッション

学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

Toward revitalization of establishment and utilization of academic societies standards

(2) 学協会規格策定活動の充実、強化のための課題

(2) Tasks for enhancement in activities of establishment of academic societies standards

*成宮 祥介¹¹原子力安全推進協会

1. 学協会規格策定活動の状況

1-1. 経緯

我が国の学協会規格は、機械学会、電気協会、そして原子力学会においてそれぞれ規格策定の委員会を組織し、20年以上にわたり多くの規格を発行してきた。そのうち原子力学会では、1999年に標準委員会が設置され本年で20年目を迎える。標準委員会は、原子力安全の確保を目指して、公平、公正、公開の原則の遵守のもとに活動を進めている。産業界と学术界および国に広く所属する各分野の専門家が協働して、我が国の経済的、社会的環境、国民性、産業構造、技術の発達等を十分勘案し、原子力発電所など原子力に係る製品やシステム、仕組みが健全であると識別する基準を、上述のステークホルダーのみならず広く国民に提供することを目指して、合意できるところを原子力標準として制定し、それを最新の知見を反映して改定していくことを使命としている。

2011年3月11日の福島第一原子力発電所において発生した過酷事故（以下、福島第一事故）を未然に防げなかったことを標準委員会は反省し、従来、わが国では明確に文書としてはなかった原子力安全の基本的な考え方や、新たに必要となる標準の策定に尽力してきた。特に、深層防護の理解深化、リスク評価の促進、リスクマネジメントの進め方などについて、技術レポートを発行するとともに、公開の意見交換の場を提供し、多角的な活動を積極的に展開してきた。

1-2. 成果（原子力学会標準委員会）

現在までに、延べ73件の標準と12件の技術レポートを発行し、原子力施設の安全性向上に役立っている。規制審査や規制基準対応として、原子力学会標準に基づく、あるいは参照した申請や報告が行われている。

福島第一事故の教訓と新たに作成された規制基準を受けて学協会規格類協議会では、外的事象やシビアアクシデントなどに関係する規格・標準の策定を優先して取り組んだ。原子力学会では、津波PRA標準、PSR+指針、SAM標準などを策定した。加えて、2011年度に原子力安全検討会を設置した。具体的内容については、原子力安全分科会、リスク活用分科会、SS（セーフティー&セキュリティ）分科会を設置し、原子力安全の基本的考え方、深層防護の考え方、リスクの理解と活用の進め方、原子力安全から見たセキュリティの在り方等について検討し技術レポートとして発行した。

福島第一事故後、7年が経過し、14基が改正炉規法適合性審査に適合し、7基が再稼働を果たし、今後、原子力発電所の再稼働が本格化する段階に入っていく。また、国はIRRS対応(Integrated Regulatory Review Service)に関連して2017年4月に再度炉規法を改正し、大きく規制環境が変りつつある。さらに、事業者が原子力発電所の安全性を自ら評価し安全性の向上を図る安全性向上評価届出書が、3基から提出されている。これらを踏まえた標準として、次の整備に取り組んでいる。

- ・IRDIM(Integrated Risk-Informed Decision Making)標準
- ・PRA関係標準（地震従属事象などへの拡張）
- ・廃止措置、再処理や処理・処分等に関する標準

2. 次の展開への課題

2-1. 学協会規格の意義とその具現化

3 学協会（原子力学会、機械学会、電気協会）の規格策定委員会（原子力学会では標準委員会）は、公平、構成、公開の原則で行う規格策定プロセスにより、委員のコンセンサス及び公衆審査を経て学協会規格を策定する。これは原子力施設の安全性向上に役立つものである。原子力施設の安全性向上に関係する諸分野の専門家の集団が学協会の規格策定委員会に集められており、国際的にも広い視野で収集した最新の技術的知見と技術を、適時かつ適切に規格に反映することが出来ることから、規格の策定には、学協会が適切である。学協会の場合、各関係組織が、それぞれの専門性を持ち寄ることで、多種多様な知恵が集合することが可能である。学協会規格は、事業者や施設メーカのもののだけではなく、規制にとっても、規制基準や審査の高度化が図れる点で、十分な意義がある。

このような意義を具現化するためには、規格・標準を整備する仕組み、運営体制、専門家人材育成、最新知見の収集・分析・採用の仕組み、関係者の規格・標準への要望の取り込みの仕組み、必要な財政基盤、が存在し、継続して改良されていることが必要と考える。学協会規格の策定活動が開始され20余年の間に、これらのことは構築され確保されてきている。しかし、福島第一事故以降、十分なりソースが向けられてこなかったこと、事故以前とは異なる組織関係（規制と事業者）の時代にあること、国際的に優れた成果を上げている海外の規格の表面的ではなく実行性があるように反映すべきこと、から、学協会規格の整備も、将来に向けて継続していくため、いくつかの課題を解決することに取り組む必要がある。

2-2. 役割を実現していくための課題

課題として、次のことが挙げられる。本年3月8日に原子力関連学協会規格類協議会、3 学協会規格策定委員会から、連名で発行されたステートメント「原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化」で挙げられている強化策から、運営組織にかかる事項を追加して抜粋した。ここでは標準委員会が扱う標準を例にして、まとめているが、他の学協会とその規格においても、同様のことが課題である。矢印に、現時点で標準委員会が取り組みを進めている内容を記載する。

1) ステークホルダーとのインターフェイスの改善：

- ・ 標準委員会の、原子力安全の更なる向上に関する責任、役割、義務についてさらに明確化する。そして、委員会、専門部会、分科会、作業会の委員で共有し認識を深める。
→標準委員会活動5か年計画を制定し、その進捗管理を適宜行うことにより、目標の達成を目指す。
- ・ 原子力の学協会規格に関連する国内外の民間団体や関係機関との意見交換や連携の充実。
→学協会協議会を活用し、電気事業者、電気工業会との意見交換を行う。特に、一義的な原子力安全の責務を有する電気事業者の規格標準に関する要望、期待、批判、は各分野において共有できる意見交換とする。
- ・ 国の規制基準と学協会規格の相互補完関係の構築が重要であることから、規制との意見交換や連携の充実を図る。
→規制委員会と3 学協会規格策定委員会委員長との意見交換実施。学協会協議会と連携し、規制庁からの学協会規格策定委員会への委員としての参画を提言、要請。さらに規制庁、エネ庁、学協会協議会との意見交換を検討中。
- ・ ステークホルダー間の情報共有、信頼醸成を図り、公平、公正、公開の原則の下で機能する学協会規格の場の活用を強く働きかけ、学協会規格の活性化、高度化を図る。
→標準委員会における標準策定状況をWEB、学会誌などを用いて発信し、各ステークホルダーからの意見交換も活発に出来るように、検討中。

2) 緊急度や重要度に応じた優先度に基づく学協会規格整備計画の見直しと策定活動の推進：

- ・ 標準委員会における策定審議プロセスの高度化。反対意見、審議の公開、などの審議要領の改善。
- ・ 既存規格については規制による技術評価に迅速・適切に対応すると共に、要件等のタイムリーな反

映など規格の維持・改善に努める。

- ・ 安全性向上諸対策，その達成に関して得られた新知見の学協会規格への反映を，安全重要度や学協会規格へのユーザーの要望等を基に優先度を見極めながら推進する。
→学協会協議会傘下に，3 学協会から委員を募り，規格標準の体系構造，優先度の検討を開始している。

3) 規格の高度化と品質向上への取組み：

- ・ IAEA等の国際安全基準に一層の目を向けて，これらとの調和を積極的に図る。
→海外の規格策定組織との連携の一環として，ASME/ANS の JCNRM(Joint Committee on Nuclear Risk Management)に JIWG(Japan International Working Group)を設置し PRA 標準の高度化をめざし意見交換を実施中。
- ・ 原子力学会標準も含めた学協会規格の体系構造とそれらの関連性を明確にした上で，適切な新知見を迅速に反映できる仕組みを強化して，学協会規格の策定・改定を進める。
→標準委員会では傘下の標準活動基本戦略タスクに，新知見収集・評価 WG を設置し，新知見反映判断指標設定，アンケートによるユーザー意見収集，有識者との意見交換などを検討。
- ・ 学協会規格策定の適正なプロセスに関するピアレビューの導入の検討，技術倫理の徹底などを進める。
→学協会協議会が各規格策定委員会（原子力学会では標準委員会）の策定プロセスを，3 件程度の規格標準を対象にしてピアレビューする仕組みを検討中。標準委員会は，毎年，倫理委員会から倫理教育を受け，傘下の専門部会，分科会，作業会へ展開教育も実施している。

4) 運営基盤の強化

- ・ 学協会規格策定委員会の運営事務局の適切な体制（人数，専門性）の構築。環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築。
- ・ 標準策定に必要な知識を持つ人材確保のために，標準策定へ積極的な若手の人材の参画には，委員となることが組織において，あるいは社会から高く評価されることが必要。表彰制度，外部への発信の仕組みを構築。
- ・ 標準策定に必要な基本的な知識は，OJT だけでなく，説明資料を整備し説明会を行うなどの組織的な仕組みの構築。
- ・ 財政基盤の強化。必要十分な財源が確保でき，将来の変化（事務局人員の増加，標準販売量の減少，など）に柔軟に対応できるよう，収入の増加をはかる。専門部会ごとの標準販売量の比較などを示し，標準制定，講習会実施に積極的に取り組む動機付けとする。

*Yoshiyuki Narumiya¹

¹JANSI

標準委員会セッション

学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

Toward revitalization of establishment and utilization of academic societies standards

(3) 自主的安全性向上の取組と学協会規格への期待

(3) Action of Safety Improvement and Expectations for academic societies standard

*村野 兼司¹¹東京電力ホールディングス（株）

1. 緒言

2020 年 4 月に施行される原子力規制検査は、事業者はリスク情報を活用しつつ自らの主体性により継続的に安全性を向上させ、規制機関はリスク情報を活用しそれら事業者の活動を監視・評価することを基本理念としている。[1]

施行に先立ち、2018 年 10 月から全国の原子力発電所で試運用が行われることになっており、当社柏崎刈羽原子力発電所はパイロットプラントとして、試運用の中心的存在となる予定であり、各種取組を進めているところである。

本論文では、原子力規制検査の試運用に向けて、事業者の責務である自主的な安全性向上の各種取組について実施・改善状況及び今後の展望、及び関連する学協会規格へ期待することについて述べる。

2. 事業者の自主的な安全性向上の活動

原子力発電所においては、運転、保全、放射線管理等の様々な活動を行っており、それら活動は是正措置プログラム、系統監視、構成管理、パフォーマンス指標測定、リスク評価などを通じて自主的に改善することで、より一層の安全性の向上に継続的に努めている。

3. 当社の各種取組

3.1 是正措置プログラム

以前より是正措置プログラムを導入し、改善に活用しているが、従来の事象発生後の不適合情報にもとづく是正中心の活動から、事象発生前の劣化兆候や品質未達事項を特定し原因分析・是正する、予防・検知に重点をおいた活動に改善することで、より一層の安全性の向上の実現を目指している。

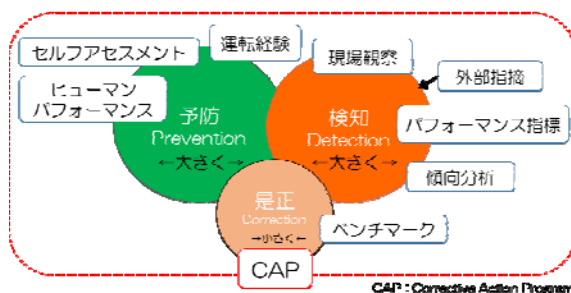


図1 是正措置プログラムの改善

そのため、現場観察、原子炉主任技術者の気付き、検査官や外部機関の指摘等のプログラムへのインプットを開始しており、2018 年 7 月以降、ニアミスや協力企業の気付きもインプットする予定である。

また、インプットの拡充と併せて、分析・評価の強化として、2016 年 10 月、パフォーマンス向上コーディネーターを発電所各部に配置し、毎日のピア会議を通じて、重要度判定、原因分析、傾向管理等をサポートしている。

3.2 系統監視

設備に精通したシステムエンジニアが、系統監視プログラムに基づき、主要系統の監視に着手している。

今後、システムエンジニアの育成を進め、各プラントにおいて重要な約 40 系統を監視することを目指している。

3.3 構成管理

設計要件、実機器、設備図書の 3 要素の整合を維持・管理することで、各種安全性評価、保全計画立案、改造等を適切に実施することを目指している。

現在、管理すべき設計・設備情報を抽出し、残留熱除去系、高圧代替注水系をモデルケースとして、設計基準文書を作成中であり、更なる整備計画も検討中である。

また、変更時の管理を行う関連図書支援システムを開発しており、今後試運用を行う予定である。

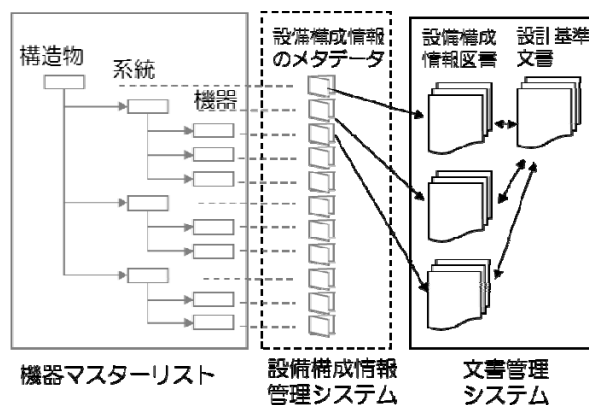


図2 設計基準文書作成のイメージ

3.4 パフォーマンス指標の測定とレビュー

各種分野においてパフォーマンス指標を設定・採取し、毎月、所長、所内幹部、本社幹部が参加するレビュー会議において、目標値と結果を比較し、あるべき姿に到達するための改善の議論を行い、パフォーマンスの向上を目指している。

今後、原子力規制検査に対応した規制要求項目を採取するとともに、自主的な設定項目も拡充する予定。



図3 福島第二パフォーマンスレビュー会議

3.5 リスク情報活用

2018 年 2 月、原子力発電事業者 11 社で「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」を取りまとめている（図4参照）。[2] 実施内容の詳細については各社検討途上であるが、今後のリスク情報活用に向けて、現在日本原子力学会で制定準備中である実施基準の発行が待たれるところである。

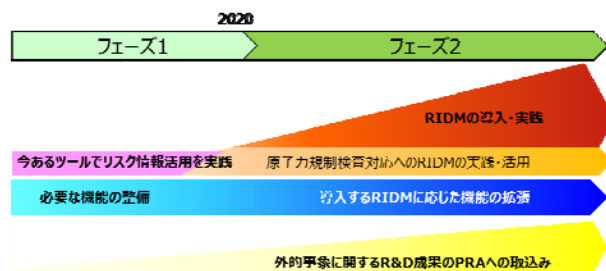


図4 リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン

当社は、フェーズ1の取組として、工事等のリスクを評価した週間リスク予報をとりまとめて工事工程策定やバックアップ対策検討に利用する等、日々実践することで社員への意識定着に努めている。更に、設計管理や運転管理へのリスク情報活用の適用を検討中であり、PRA高度化モデルの整備も進めている。このモデルは原子力規制検査でも活用することを想定している。高度化にあたり運転中内の事象モデルを先行しているが、将来的に停止時モデルや外的事象（地震・津波）モデルも整備していく。標準については、停止時モデルや外的事象モデルなどは、日本も独自に研究・検討を行っている部分もあり、今後日本と同様にPRAに取り組んでいる欧米各国と連携し、新知見やお互いの蓄積された経験などの情報が共有され、更に標準が高度化されていくことを期待したい。

4. 結論

原子力規制検査の基本理念に従い、自主的な安全性向上の取組の拡充を進めている。

現在、原子力規制庁が原子力規制検査の制度検討を続けており、2018年10月には試運用が開始される中で、当社は安全性向上の実績を着実に積み上げるとともに、原子力規制庁の制度検討および試運用に協力していく。

制度検討および試運用を経て、原子力規制検査が効率的でパフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用したものとなり、事業者の自主的な安全性向上の取組をより活性化させることにつながることを期待している。

参考文献

- [1] 原子力規制庁検査制度の見直しに関する検討チーム、“検査制度の見直しに関する中間とりまとめ”、2016、p.15.
- [2] 原子力発電事業者11社、“リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン”、2018.

*Kenji Murano¹

¹TEPCO

標準委員会セッション

学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

Toward revitalization of establishment and utilization of academic societies standards

**(4) リスク情報活用と安全確保の実績を重視する検査制度における
学協会規格の活用****(1) Potential of academic societies standards in risk-informed and performance-based nuclear oversight
program***金子 修一¹¹原子力規制庁**1. 原子炉等規制法に基づく検査制度の改革**

2017年4月に成立した原子炉等規制法等の改正法により、原子力施設等に対する検査制度については、大改革が行われることとなっている。新たな検査制度は、従来、安全確保上の影響の大小に関わらず、ともすると形式的な法令違反の確認になりがちであったものを改め、米国で運用されている原子炉監視プロセス（Reactor Oversight Process: ROP）をモデルとして、より安全上の重要性の高い事象に規制資源を集中するものとなるよう、2020年春の新制度の施行に向け、現在、その準備が進められているが、まず、特に学協会規格の活用に関連して重要な事項を挙げておきたい。

1-1. 事業者の主体的な活動の拡大

従来、原子炉等規制法に基づき規制機関が行ってきた使用前検査や施設定期検査などは、その主体が事業者となり、規制機関はその実施を確認する役割へと、安全確保に関する事業者の一義的な責任がより明確化されたものになる。これに伴い、事業者の実施する検査に関連する学協会規格の役割や活用方法にも変化が求められるであろうことに加え、事業者が主体的に行う様々な安全確保活動に関する規格・標準についても、その果たす役割が大きくなることが考えられる。

1-2. リスク情報の活用

英語の”risk-informed”は「リスク情報の活用」という訳語で表現されているが、これまで、あらかじめ定められた基準等に対する不適合、違反等を決められた手法で判断する規範的な検査が、定型的な確認に陥りやすかったことを改める際に、規制機関としての判断基準を明らかにする一つの方策がリスク情報の活用である。規制上の判断も含め、リスク情報を活用した意思決定においては、リスクの程度に係る様々な情報が用いられることとなる。例えば、確率論的リスク評価手法（いわゆる PRA）による計算の結果として得られる点推定値やリスクの大小に係る知見などは、その典型的なものであるが、それ以外にも事象の特徴、事業者による回復措置の有無、安全裕度への影響の大小など、定性的なリスクに係る情報も意思決定の重要な要素として用いられる。

このようなリスク情報活用に関しては、確率論的リスク評価を行う際のツールに係る標準、リスク評価のプロセスなどの意思決定に係る規格など、多様な視点での学協会規格の活用が期待される。

1-3. 安全確保の実績を反映する規制運用

今回の検査制度改革の大きな柱となるもう一つの価値観は、英語で”performance-based”と呼ばれる「安全確保の実績を反映する」規制の運用である。安全確保の実績を表す指標としての活用が予定されている安全実績指標（Performance Indicator: PI）の導出をはじめ、事業者において把握・整理する安全確保の実績をどのように共通化し、評価を可能とするかなどについても、学協会規格をはじめとした標準の整備・活用が期待される。

1-4. 品質管理に係る要求範囲の拡大

検査制度改革の法律改正の際には、同時に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制についても、その対象範囲が拡大されており、これに対応した技術基準の改正が準備されている。具体的な内容として

は、事業者の行う検査の独立性、調達管理の充実、設計・建設段階などへの適用など、より品質管理の質を高めていく必要のある事項や追加的に要求されることとなる事項などが含まれている。

こうした品質管理に係る事項については、日本電気協会が作成・管理している規格をはじめ、事業者の行動の規範となる学協会規格の策定・充実が期待される大きな領域である。

2. 学協会規格と新たな検査制度との関係

原子力規制委員会では、規制運用に学協会規格を活用する際に、技術評価を行った上でのエンドースを通じて、直接に該当規格が活用できるようにする手法を有しているが、必ずしもこのエンドースを受けたものだけが技術的に有効であるということを意味している訳ではない。事業者が学協会規格を活用しつつ、様々な安全確保のための活動を行っている場合に、規格の内容を参照しつつ、当該活動の妥当性を評価するという手法もあり得るであろうし、実質的な安全上の妥当性の一部を規格への適合性を通じて確認するという手法も採りうるものと考えられ、検査制度がこれまでより柔軟なものとなることとの関係で、様々な学協会規格の活用方法を追求することができる。

今後の学協会規格の検討・制定・改定については、このような視点も踏まえ、安全確保のための活動を行う事業者の現場において、より活用する意義の大きいものであるかどうか、すなわち規格・標準への適合が実質的な安全性の確保・向上につながる効果を有するものであるかどうかを、強く意識したものであることが期待される。規格・標準の活用が現場の安全性の向上をもたらし、それ自身が規格・標準の活用を促すとともに、原子力安全規制の運用においても評価され、安全確保の現場と規制、そして学協会規格のそれぞれが相乗的に安全性向上への効果を上げていく姿を理想とするならば、新たな検査制度は、まさにその実現をより身近にするものと受け止めることもできる。

3. 今後の取組

新たな検査制度が施行されるまでの約1年半の期間、そしてその後制度を運用しながら改善を進めていくことも含め、事業者、規制機関の双方において様々な活動の変更を行っていく。事業者においては、前述のような規制の変化に対応する一環として、改善措置活動(Corrective Action Program: CAP)の充実など、日々の事業活動の実務を大きく改善していくことも予定されており、これらに対応した学協会規格の検討も課題の一つであると言える。現在、事業者、規制機関、学協会間相互の対話を行う環境は整っており、今後、さらに現状や課題に対する認識の共有とこれに対応するための議論・検討を進めることが極めて重要である。

今回の日本原子力学会における議論も、その一助として機能し、継続的に建設的な議論・検討を行うことを自らに課したい。

*Shuichi Kaneko¹

¹Nuclear Regulation Authority, Japan

企画セッション | 委員会セッション | 標準委員会

[1I_PL] 学協会規格の策定と活用の活性化に向けて

座長:関村 直人(東大)

2018年9月5日(水) 13:00 ~ 14:30 |会場 (B棟 B33)

[1I_PL05]総合討論

*関村 直人¹ (1. 東大)

我が国の原子力安全の向上のための課題を最新の知見の活用と社会の理解を得て進めていくためには、規制、事業者、研究機関、メーカ等が共通に持つ技術基盤として、公正、公平、公開の原則で策定された学協会規格類（規格と原子力学会標準）の活性化が重要な役割を持つ。標準委員会は、学協会規格類の策定・活用の活性化・強化を関連組織が行うためのフレームワークとその中での原子力学会の役割について意見交換し、今後の課題解決への体制や方法などの実現に資してもらうことを目的とする企画セッションを開催する。